

令和6年度就学援助制度（新入学準備金）についてのお知らせ

就学援助（新入学準備金）とは、お子様が市立小学校へ入学する方のうち、**経済的な理由で入学の準備にお困りの方**に対して、一定の費用を援助する制度です。**援助を受けるためには申請が必要です**。援助を受けられる条件、受け取れる金額については、次のとおりです。

なお、**援助の申請を希望しない方は、申請書等を提出する必要はありません**。

1 新入学準備金を受け取れる可能性のある方

次の申請理由のいずれかに当てはまる方は、新入学準備金の申請をすることができます。

申請理由	
(1)	今年度又は前年度に生活保護が停止又は廃止された
(2)	児童扶養手当を受給している ※「児童手当」「特別児童扶養手当」は対象外です。
(3)	令和4年の所得が基準額以下(下記目安額参照)
(4)	その他経済的に困っている
(5)	家計が急変した

※(4)その他経済的に困っている、(5)家計が急変したについては、生活福祉資金の貸付を受けた、失業した等が該当し、援助を受けられる可能性があります。詳細については、別添「認定基準額を超過しても援助を要すると認められる理由及び必要書類について」を確認してください。

【世帯所得・総収入の目安額】

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
合計所得金額	約 213 万円	約 266 万円	約 310 万円	約 323 万円	約 367 万円	約 460 万円	約 502 万円
(総収入)	(約 331 万円)	(約 400 万円)	(約 455 万円)	(約 472 万円)	(約 526 万円)	(約 642 万円)	(約 691 万円)

※ 合計所得金額とは、市民税・県民税の「課税額（非課税）証明書」に記載のものを指します。源泉徴収票の場合は「給与所得控除後の金額」欄、確定申告の場合は「所得金額」の「合計」欄・「分離課税」欄・「退職」欄・「山林」欄を合算した金額となります。また、世帯に収入のある方が複数いる場合は、それぞれの所得を合算した額となります。給与所得又は公的年金等の所得がある場合は、給与所得と公的年金等の所得の合計額から10万円を控除します。

2 新入学準備金を受け取れない方

次の方は、新入学準備金を受け取ることができません。

1	生活保護を受けている。(生活保護を受けている方は、生活保護から「入学準備金」を受け取ることができます。)
2	金融機関の普通口座を持っていない。
3	他の市区町村から、すでに「新入学準備金」と同様の援助を受け取っている。
4	令和6年2月1日より前に、川崎市立小学校以外の学校に入学することが決定している。
5	令和6年2月1日より前に、川崎市立特別支援学校に入学することが決定している。 (特別支援学校に入学する方は、特別支援教育就学奨励費の「新入学児童生徒学用品費」を受け取ることができます。)

※金融機関の普通口座を持っていない場合でも、川崎市立小学校に入学後に令和6年度に就学援助を申請し、認定された場合は学校経由での支給が可能のため、「就学援助（新入学準備金）」相当の「新入学児童生徒学用品費」を受け取ることができます。

3 新入学準備金の金額、認定・不認定の通知、支給時期及び支給方法について

- 金額：54,060円（予定）
- 認定・不認定の通知：新入学準備金を申請された方全員に対して、**3月上旬に郵送**で通知します。
- 支給時期及び支給方法：**3月に口座振込**により支給します。

4 申請について・締め切り

援助を申請される方は同封している「記入例」をご確認の上、必要事項を記入し、返信用封筒に入れて投函してください。

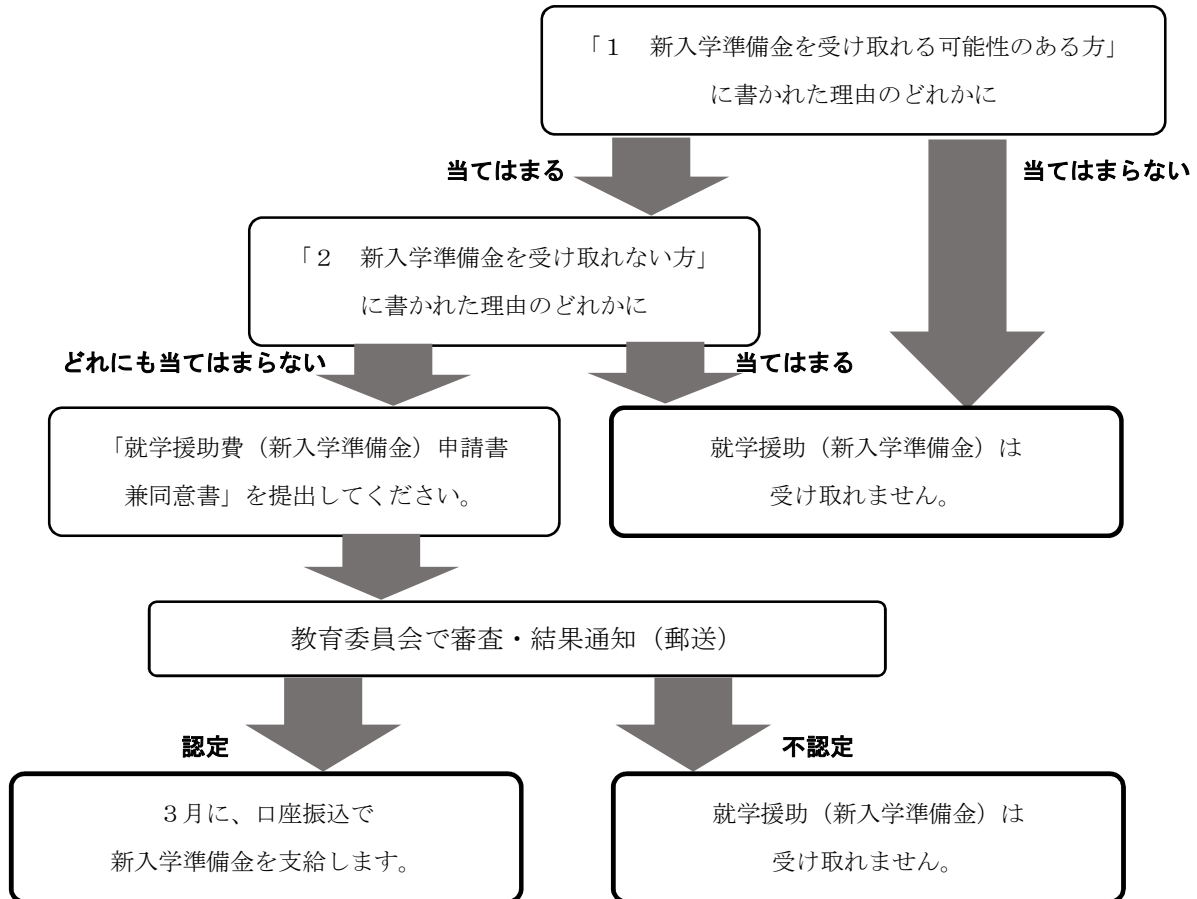
※封筒に切手を貼る必要はありません。また現在、上のお子様が進学援助を受けている場合でも、改めて申請が必要です。

(1) 提出先：川崎市教育委員会事務局学事課（川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル 3階）

(2) 申請締め切り日：令和6年1月5日（金）（消印有効）

締め切り以降の申請については、どのような理由があっても受け付けることができませんので御注意ください。

5 申請・審査・支給の流れ



※ 申請書を提出された場合でも、「令和4年の世帯の所得が基準額を上回っている」「令和4年の所得が、未申告等の理由でわからない」「申請書の記載事項や添付書類に不備・不足がある」等の理由で不認定となる場合があります。

※ 今回の「就学援助（新入学準備金）」が認定された場合でも、入学後（令和6年度）の就学援助は別途申請していただく必要があり。申請書は、4月上旬に教育委員会から郵送します。

※ 今回の「就学援助（新入学準備金）」を申請締め切り日に間に合わなかった方、認定されなかった方で、入学後（令和6年度）の就学援助を申請し、認定された方は、「就学援助（新入学準備金）」相当の「新入学児童学用品費」を受け取ることができます。

※ 「認定基準額を超過しても援助を要すると認められる理由及び必要書類について」に記載されている書類を提出された方に関しては認定結果のお知らせが遅くなる場合があります。

6 お問い合わせ先

川崎市教育委員会事務局総務部学事課 044-200-3736

ホームページ：<http://www.city.kawasaki.jp/880/category/12-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

